



(組合員の購読料は)
組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5
交通ビル

国労東日本本部
発行責任者 菊池忠志
編集責任者 樋口孝重

No. 795 定価
20円

2017年

8月23日

2017年労働条件に
関する要求(素案)
職場討議資料



QRコードから
でも閲覧できます

<http://www.e-nru.com/>

「労働条件に関する協約」改訂に向けた取り組みについて

【国鉄採もJR採も、男性も女性も、安心して働き続けられる労働条件の確立を！】

国労東日本本部は、「『労働条件に関する協約』改訂」に向けた本社交渉を通年闘争と位置付け、取り組みを進めています。前年度においては、この間、国労として改善を求めてきた「扶養手当の見直し」が図られました。また、問題点を指摘し、厳格な運用を求めてきた、エルダー制度においては、「エルダー社員の会社における業務範囲拡大と労働条件の一部変更」となり、現制度の見直し提案がされ、現在も交渉中です。

もちろん、こうした会社の変化を引き出した背景には、働く者の「不平・不満・不安」の高まりを放置しない職場・分会からの取り組みと、そうした声を地方機関が集約し、支社・本社交渉を支えたからに他なりません。

こうした事を踏まえて、次年度の「『労働条件に関する協約』改訂に向けた要求」(素案)を作成しました。要求(素案)は、8月25・26日に開催する第31回定期大会にて確立する予定です。同時に(素案)を基にした職場討議に入り「付帯する要求」の集約に入ります。安心して働き続けられる労働条件の確立に向け、職場から議論を強めましょう！

2017年労働条件改善要求案

《基本的要求》

- 2006年11月の包括的一括和解の趣旨に基づき、具体的諸課題の是正・改善を図ることはもとより、健全かつ正常な労使関係を構築すること。
- 会社は和解の趣旨をふまえ、複数労働組合が存在することを認め、公平・公正な人事・労務管理に徹すること。また、そのことについて支社および職場末端まで周知徹底をその責任において図ること。
- この協約の有効期間は一年とすること。

《具体的要求》

制度に関する要求

- 任用の基準については、基本要件に沿って労使協議の事項とし、公正・厳格な運用を徹底すること。
- 60歳定年制を見直し、65歳に達した場合とすること。ただし、60歳以降については、どの時点において退職しても定年退職と見なすこと。
- 第二基本給を廃止すること。
- 55歳以上の社員に対しての定期昇給制度を確立すること。
- 業務上災害にかかわる休業については、解雇期間の制限を定めず、雇用を継続すること。
- 職制の職務内容、職制の改廃は労使協議の事項とし、別表に定める「その他上長の指示する業務」は削除すること。
- 各勤務種別の細部の取り扱い基準についても、団体交渉において定めること。
- 変形労働時間の特定
労基法32条2の変形労働時間制を適用する場合は、「特定
- 「出張」については、現行みなし労働時間を改め、「出張」に伴う往復の時間も労働時間として取り扱うこと。
- モニター制度を拡大し、改善をはかること。また、職
- 協約第66条3の規定に基づく「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いに関する協定」については、労基法第32条2の趣旨を踏まえて見直すこと。また、前月25日に翌月の勤務指定表が発表されて以降の勤務変更は、原則時間外労働として取り扱うこと。
- 労基法32条2を適用する場合の公休日は一週一日の割合で付与すること。
- 公休日については原則変更しないこと。ただし、やむを得ず変更する場合はその基準について明らかにすること。
- 国民の祝日に勤務する者については、代休を付与するとともに手当を支払うこと。
- 協約第61条に規定する特定4週間を跨ぎ出向発令する場合、当該期間内に公休日が4日指定できるように出向先会社と調整すること。
- 年間所定労働時間を1800時間に短縮すること。
- 現行の「標準人員」を「必要人員」と改め、各職場における「必要人員」を下回ることのない要員配置を行うよう各支社及び各職場に周知徹底、指導を行うこと。
- 長時間・過密労働の未然防止策について具体的な考え方を明らかにすること。
- 職場における各種研修等への参加に伴う「危険日(仮称)3日間」を設け、非稼動日数に加算し予備要員を配置すること。

- 12 半休制度の使用制限をやめること。また、時間単位の年次有給休暇制度を新設すること。
- 13 保存休暇及び忌引休暇については、出向休職後も使用できるように、関係規則を改定すること。
- 14 健康診断の受診に要する時間はすべて労働時間とすること。
- 15 安全衛生委員会については、法令に則り、事業所ごとに月1回の開催を徹底すること。また、協議内容の周知を徹底すること。

乗務員勤務に関する要求

1. 乗務員勤務は労基法32条の2の扱いとすること。
 - (1) 常時不測の事態に備える要員を確保すること。
 - (2) 施行規則26条（基発355）の趣旨を厳格に取り扱うこと。
2. 労働時間について
 - (1) 仕業時刻から終業時刻までの労働時間から休憩時間を除いた時間を、労働時間とすること。
 - (2) 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置」を遵守し、乗務員勤務制度の学習・教育を定例訓練で実施すること。
 - (3) 行路表作成にあたっては休憩時間及び労働時間Bを明示すること。
 - (4) 労働時間管理表を翌月当事者に明示する仕組みを作ること。
 - (5) 箱ダイヤについて個々に周知が出来る体制を整えること。
3. 在宅休養時間の確保について
 - (1) 拘束時間以上の時間を確保すること。
 - (2) 休日の前後の出・退勤時間については、8時30分前の出勤及び18時を過ぎる退勤は禁止すること。
 - (3) 第110条（4）の「ただし…」以下は削除する」と。
4. 一勤務の制限について
 - (1) 拘束時間は日勤行路7時間・泊り行路20時間を限度とすること。
 - (2) 勤務1日目の時間外労働が翌日にわたり5時間を超えた場合は、2日目の勤務については非番とし、他の乗務員を手配すること。
 - (3) 現行「2夜連続（W泊）」の行路は廃止すること。
5. 行先地の時間（食事・仮眠時間）について
 - (1) 朝食時間は6時30分以前の出勤と10時以前に終了する行路は、9時以前に実時間40分を確保すること。
 - (2) 昼食時間は12時以降の出勤と13時以前に終了する行路を除き、11時から14時までの間に実時間50分を確保すること。
 - (3) 夕食時間は18時以降の出勤と19時以前に終了する行路を除き、17時から20時30分までの間に実時間50分を確保すること。
6. 乗務時間の（距離）の制限について
 - (1) 乗務時間は2時間を限度とすること。ただしトイレを装備していない列車は70分を限度とすること。
 - (2) 一乗務は130kmを限度とすること。

手当に関する要求

- (3) 連続した乗務時間が60分を超える場合は、行先地の時間を15分以上確保すること。
- (4) 行先地時間が20分までは、乗務時間にすること。
7. 設備改善に関して
 - (1) 乗務員が食事することが出来る専用の場所を確保すること。
 - (2) 乗務員の寝室は個室化を図ること。
 - (3) 各駅・ホーム上での社員専用トイレを完備すること。
 - (4) 女性乗務員の設備拡大を直ちに行うこと。
 - (5) エコノミー症候群解消のために設備を充実すること。
8. 手当について
 - (1) 第303条ならびに第329条における端数処理については、全て切り上げること。
 - (2) 第313条は乗務員手当と深夜早朝手当及び超過勤務手当との併給を行うこと。
 - (3) 乗務における「車種別数、線区別数、稠密線区」ごとの手当てを新設すること。
 - (4) 車掌が構内入れ替え業務に携わった場合の手当てを支給すること。
 9. 新幹線勤務は一般線区から切り離し、単独の乗務員勤務制度を設けること。
1. 都市手当について
 - (1) 市町村合併等により行政区分の変更等があった場合は、新たな区分によること。
 - (2) 各等級での増額を図ること。
2. 寒冷地手当について
 - (1) 物価等の経済状況に見合った支給額に見直すとともに、そのおかれている状況（灯油の注文期間等）を勘案し、8月1日現在の在勤者に対し、当月の賃金支給日に支払うこと。
 - (2) 扶養者の消失等による寒冷地手当の減額をやめること。
3. 通勤手当について
 - (1) 通勤手当は全額会社負担とすること。また、駐車料金補助制度を新設すること。
4. 職務手当について
 - (1) 一人勤務駅の勤務者に対し、「駅務駅長手当」を新設すること。
 - (2) 駅等に勤務する者のうち、「前ア以外の者で、特に指定された者」に、改札業務、出札業務等に従事する者を加えること。
5. 特殊勤務手当について
 - (1) 設備関係社員が自動車運転業務に従事した場合（輸送障害発生時における自動車運転業務を含む）、「業務用自動車運転手当」を新設すること。
6. その他
 - (1) 第435条での家財運送料については、独身寮と独身寮以外での差額を改善すること。
 - (2) 所有住宅援助金については、現行の「月額2,500円」ただし、新築または購入した日から5年を経過するまでは、月額5,000円を給付する」から、「月額5,000円、月額10,000円」に増額すること。